

## 第六章 鎌倉武士と元寇の撃退

## 第一節 鎌倉幕府の成立

## 源氏の再起

一幕府の開設とその組織 平安時代に於ける世態の推移は、律令政治をやうやく不振ならしめ、藤原氏の榮華文弱に伴なつて、莊園の増大、武士の勃興を見たが、その間都鄙に幾多の争亂が起り、治安の喪失に脅されて人心の動搖ただならぬものがあつた。ここに保元平治の亂を契機として、武力を有する源平二氏の中央進出となり、さづ平氏が天下の權を握つたが、間もなく藤原氏の榮華を倣つて滅亡し、これに代つて剛健なる關東武士の源頼朝が治安維持の任に當ることとなつた。

## 頼朝の経略

頼朝は、文弱煩瑣より遠ざかつて武強簡素を旨とした。それは彼の長き配所に於ける生活の中に鍛へられた性格と、眼前に蹉跌した平家一門の教訓とから出たものである。

かくて頼朝は、士風剛健なる關東の地を背景として政權をその手に收めんとし、鎌倉にその居館を定め、治承四年まづ侍所を設け、譜代の將和田義盛を別當として家人の進退及び軍事警察の事を掌らしめた。そののち、源氏の勢威が伸びるに従つて、京都より有爲なる政治家を招いて顧問となし、壽永三年<sup>一八四</sup>公文所を設けて大江廣元を別當に、中原親能等を寄人に任じて庶政を統べさせ、ついで問注所を置いて三善康信を執事となし、訴訟・裁判を掌らしめた。かくの如く、軍事・行政・司法の三機關を別ち、極めて簡素なる政治組織によつて、現實に即した政治を迅速に實行し、自ら武士の統率者となつて國內秩序の恢復に力を致した。

やがて平氏が亡んで、頼朝の勢力は急激に擴大されたが、その勢威は未だ全國を制するに至らなかつた。従つてその家人政策に於いて、家人が直接公卿に接近することを警戒し、また家人が頼朝の推舉を経ずして、朝廷より官位を拜することを戒めた。たまたま義經は壽永三年八月頼朝の推舉を経ずして左衛門少將に任ぜられ、且つ檢非違使を拜したので、頼朝はこの事

を大いに不満として義経を擯斥しようとした。ここに於いて義経は蹶然頼朝に對抗しようとしたので、頼朝は義経追討の令を諸國に下した。これを機會として文治元年一八四、頼朝は大江廣元の獻策を容れて、守護・地頭の制を採用し、朝廷の御裁可を得て、部下の將士を全國に配置し、警備徵稅の任に當らしめ、これを以て恒久的な地方の政治機關とした。

守護は原則として國毎に置かれ、檢斷即ち軍事警察を司つた。貞永式目によれば、平時は京都大番役の催促を家人に行ひ、有事の際は部内の家人を指揮統率した。この大番役と謀叛・殺害人の檢斷とを守護の大犯だいはん三箇條と呼んだ。この大番役とは、諸國の武士が交代で上京し、内裏及び京都の警護を勤仕することであつて、その交代は守護が幕府の命を受けて指令するものであつた。なほ守護は從來の國司と並び置かれたが、國司が幕府の家人なる場合には、國司が守護を兼ねた。從來の國司の權力は公領内に限られ、ただ課役を徵するに過ぎなくなつてゐたのに對し、守護の權力は公領のみならず、地頭・家人を通じて、莊園にも及んだのである。

## 地頭

地頭は公領莊園の別なく全國に置かれ、その管内の租稅の徵收警察の事等を掌り、國司や領家に對しては所定の年貢を納附する義務を有した。地頭はもと莊園の領主が私に置いた莊司職の一種であつて、その土地に臨んで莊園の經營管理を行ひ、收納の一部を自ら取得する。これ元來莊園の莊司の役目であり、權利である。しかして一般に莊司が各莊園に於いて占める職權及び收入は大なるものであつたから、頼朝はこれを家人に與へる恩賞の對象となし、これを各地に配置して家人組織の強化を圖つた。守護・地頭の設置は、幕府が政治上・經濟上の權限を伸長せしめる基礎をなすものであつた。頼朝はまた朝廷に奏請して議奏の公卿十人を置き、機務に練達せる九條兼實をその首班として朝政に與らしめ、以て公家と武家との疏隔を防ぐとともに、妹婿一條能保を京都守護として朝廷と幕府との聯絡の任に當らしめ、京都の治安維持に任せしめた。

## 京都守護

鎮西奉行  
奥羽奉行

また東西邊境の鎮撫に意を注ぎ、九州には鎮西奉行を置き、奥羽には藤原氏の滅亡後、奥州總奉行・陸奥留守職を置いて政務一般を司らしめた。

かくて頼朝が右近衛大將に任ぜらるるに及び、さきに設けられた公文所は政所と改められ、職制は次第に整備せられたが、建久三年一八五二年征夷大將軍に任ぜらるるに及んで、武家政治はここにその基礎を強固にするに至つたのである。

古來征夷大將軍は、征夷即ち蝦夷征討のために設けられた臨時の官職であつたが、鎌倉幕府の成立後、武門の棟梁が任ぜらるる常時の官職と見なされるに至つた。また幕府の稱も、元來は近衛府を指すものであつたが、頼朝が右近衛大將に任ぜられ、ついで征夷大將軍に補せられたことによつて、轉じて將軍が政務を執る館をも呼ぶやうになつたのである。

鎌倉幕府の政治機構は、ほゞ以上の形態をとるに至つた。その土地支配に就いては複雑なものがある。全國の國毎に守護があり、莊園の大部分には地頭が置かれたが、幕府の直轄領のほか、公領・權門領が依然として多い。そこで多くの莊園は公武の二元的支配が行はれる。即ち多くの莊園のうち、公領では國司と地頭が、權門勢家の領では本家・領家と地頭とがあるわけ

である。従つて同一莊園内に本家・領家の設置せる管理者たる莊司と、幕府の地頭とが竝立することになる。しかも、地頭が既述の如き權限を有する故に、地頭の勢力が次第に擴大し、結局武家の一元的支配へと進展して行つた。即ち幕府は、家人たる武士を地頭に任命することによつて、その莊園の實際的な支配權を獲得し、それを基礎として幕府の政權を確立せしめたのであつた。また頼朝は、公領や、皇室公卿・社寺等の莊園に關する訴訟には一切干與せざる方針を立て、しばしばこれを宣言し、朝廷にも奏上してゐる。しかし朝廷では訴訟の裁決の實施方を幕府に御下命になることが多かつたので、幕府の權限はいつしか擴大せられ、家人以外にも及ぶやうになつたのである。

註、設置當初に於ける守護は、國司の事務に干與することを嚴禁せられ、地頭もまた在地の莊司と竝び存してその事務を犯すべきではなかつた。しかるに鎌倉時代を通じて、守護・地頭の權限は次第に伸張せられ、守護は國司の事務に干渉し、地頭は領家の莊司と争つてその權限を犯したり、所定の年貢を抑留したりした。殊に地

頭の濫妨は到る處で頻發したので、その解決策として請所（しんじょ）・中分（ちゆうぶん）の制が起つた。請所とは、領主が地頭をして年貢の納入、莊地の管理を請負はしめるものであり、中分とは、領主と地頭との間に紛争が起つた場合に、訴訟の煩を避けるために、下地を折半して半分宛を領主、地頭各一圓の知行とするものである。この兩制度によつて地頭は次第に莊園の管理權や領有權を侵して行つた。

## 北條氏の擡頭

二執權政治と貞永式目 頼朝は武家政治を創始して巧みに國內を制馭し、前代貴族政治の得失に鑑みて専ら實力の獲得に力めたが、骨肉の間はとかく圓滿を缺き、弟義經・範頼を相次いで除いたので、源氏の威望は頼朝の薨去とともに頓に衰へ、幕府の實權は次第に北條氏の手に移ることとなつた。北條時政は、頼朝の伊豆配流の初めから外戚としてこれを庇護し、平氏の討伐、幕府の創立に全力を盡して援助したので、その威望は年とともに加はつた。正治元年（一八一五）頼朝が薨ずると、長子頼家に遺跡相續の勅許があり、三年有半ののち、頼家は更めて征夷大將軍に補せられた。しかるに、頼家は年少のため諸將を統御する力なく、頼家の外戚比企能員（ひきとみまへ）が代つて幕府の實

權を握る形勢となつた。そこで頼家の母政子は時政等と謀り、頼家の幕政裁決を暫く停止し、これを時政・義時・廣元等の親近諸將の群議に依つて裁決することに改めた。これより諸將相互の關係は次第に圓滑を缺き、將軍はただ虚位を擁するに過ぎなかつた。

## 實朝の補職

ここに於いて、時政は自家勢力の伸張を圖らんとして、頼家の病を口實にこれを出家隱退せしめ、ついで頼家を伊豆の修禪寺に幽して悲惨なる最期を遂げしめた。その間、幕府は頼家の薨去をいつはり奏したので、朝廷では弟千幡を征夷大將軍に補せられ、實朝の名を賜うた。かくて幕府に於ける時政の威權は他に比肩すべきものなく、執權と稱せられて政治の機務を掌つた。他方、時政は機を見て源氏譜代の功臣を除く策を廻らし、元久二年（一一八五）忠誠無二の畠山重忠を滅ぼし、ついで子義時は、和田義盛等を倒して侍所別當を兼ね、政治及び兵馬の權をその掌中に收めた。將軍實朝は、これを見て源家の運命の久しからざるを察し、専ら詠歌風流を事として懷を遣り進んで顯官を拜して家名を顯はさんと欲したが、承久元年（一一八七）右大臣の

## 源家の滅亡

拜賀の禮を鶴岡八幡宮に行つた際、義時に使喚せられた頼家の子公曉の凶刃に斃れ、公曉もまた義時のために害せられて、源家の正統は三代にして絶えた。

## 幕府の危機

これよりさき、政子は實朝に實子の無きを見、次の將軍について秘かに思を廻らし、建保六年一八七義時の弟時房等を従へ、熊野詣と稱して入洛し、皇族將軍御下向の交渉を試みたことがあつた。しかるに、今實朝が急逝したので、政子は速かに鎌倉の主を決定せんとし、再び後鳥羽上皇の皇子を將軍として奉戴致したき旨を奏請した。しかし上皇は、武家政治を承認あらせられず、この奏請を勅許し給はなかつた。そこで政子は義時と謀つて、頼朝の遠縁に當る九條道家の子頼經(二歳)を迎へて鎌倉の主となし、自ら庶政を簾中に聽いて將士を統率した。世にこれを尼將軍といふ。ために幕府の基礎をますます固く、全國の治安は武士の手によつて保たれた。しかし幕府の實權は、源氏より北條氏に移り、時政、義時相繼いで執權となり、政治、兵馬の全權を占めて、專斷の行爲やうやく多くなり、遂には朝命をも奉ぜざるに至

## 頼經の東下

つた。

## 後鳥羽上皇の院政

この時、京都に於いては英邁なる後鳥羽上皇が院政を聽し召されてゐたが、上皇は政權の武家に移りしを慨かせられ、機を見て政權を回收せんと志し給ひ、深く御心を政道に注がせられ、朝臣に對しては、心身を勵まして文武兩道を修めしめ給うた。また從來院に伺候する北面の武士のほか、新たに西面の武士を置かれ、御自ら刀劍を鍛へさせられる等、銳意武力の充實を圖らせられた。特に朝儀の肅正、紀綱の振起について御心を用ひさせ給ひ、延喜、天曆の盛代に復するを理想として公事の論議、習禮を盛んに行はせられ、有職故實を研究あらせられて、世俗淺深秘抄を著はし給うた。順徳天皇もまた近代朝儀の衰へたるを慨かせられ、上代の聖世を憧憬し給うて、禁秘御抄を著はし給うた。この御心は和歌の上にも現はれ、元久二年後鳥羽上皇は新古今集を撰せしめ給うたが、その時の御製に、

いそのかみふるきを今にならべこし、昔の跡をまたたづねつつ

と詠ませ給ひ、また、道ある世に立ち還らせんと申し召し給うて、

奥山のおどろの下もふみわけてみちある世ぞと人にしらせむ  
と歌はせ給うた。

## 承久の變

上皇は鎌倉よりの皇族將軍推戴の奏請をも聽許し給はず、また頼經の鎌倉下向後も將軍職を宣下し給はなかつたのであるが、北條氏の不遜の言動が次第に高まつたので、上皇は遂に順徳天皇とともに朝權恢弘の御素志を實現せんとし給ひ、祕かに皇子雅成親王頼仁親王を始め、坊門忠信、葉室光親、中御門宗行等、その他北面の武士、神官僧侶を召して討幕の御計畫を廻らし給うた。かくて承久三年<sup>一八八</sup>四月、順徳天皇は御位を仲恭天皇に譲り給ひ、翌月後鳥羽上皇は鳥羽城南寺の流鏑馬揃に託して諸國の兵を徵させられ、十五日遂に義時追討の宣旨は發せられた。その要旨は、天下を亂し、皇憲を忘れたる北條義時を除くとともに、爾後諸國莊園の守護地頭を朝廷の下に置くべきことを仰せ出だされたものである。

## 北條氏の無道

しかるに、この報が鎌倉に傳はると、政子は直ちに將士を集め、頼朝の恩澤を説いて家人の去就を促し、一同をして危局に當るべきことを誓はしめ、義時は廣元の獻策を容れ、泰時、時房等をして兵を率ゐて東海、東山、北陸の三道より西上せしめた。これを邀撃した官軍は北陸道及び美濃路に於いて敗れ、ついで宇治勢多に於いても利あらずして退いた。

## 變後の推移

戦後、北條氏は保元の先例を引き、畏くも後鳥羽上皇を始め奉り、順徳上皇の御遷移を奏上し、後鳥羽上皇は隱岐へ、順徳上皇は佐渡へ御幸あらせられた。また土御門上皇は、この變に御關係あらせられなかつたが、御孝心深く、獨り都に留まるに忍びずと思し召し給ひ、御心に任せて土佐に幸し給うたが、のち阿波に遷らせられた。かくの如きことは、實に我が國開關以來未曾有の大事變にして、北條氏の大逆無道は天人ともに許さざるところである。この變後、泰時、時房は、そのまゝ京都に留まつて、南北兩六波羅の第に居り、京都の警備及び三河以西の諸國の統轄に當つた。これを六波羅探題といふ。

また幕府は勤皇の朝臣、武士の所領三千餘箇所を沒收し、有功の將士をその地頭職に補任した。これを従前の所謂本補地頭に對して新補地頭といふ。

ふ。これより幕府の地頭を置いた地域は著しく擴大し、従つて幕府の勢力は全國を支配するに至つた。

## 幕府の安定

## 泰時の政治

承久の變後三四年の間に、幕府の創業に參與せる三善康信・義時・廣元・政子等が相踵いで歿したが、幕府の勢力はますます伸張し、北條氏の幕府に於ける權勢はいよいよ強化した。泰時は父義時の後を繼いで執權となつたが、その優れたる政治的手腕を發揮し、制度の完成に經綸を行つた。彼はまづ北條氏が源平二氏に比較して家柄の卑しきを認め、みだりに榮達を願はず、依然侍所別當として兵馬の實權を握り、また政所別當として行政・司法の實權を得る状態に満足し、舊によりて上に將軍を戴き、嚴に頼朝の遺法を守つて家人の統制を鞏固にし、謙讓なる態度を以て公明なる政治を期し、質實剛健を旨として庶政を裁斷した。これは執權政治の根本特色にして、後代まで北條氏の施政方針となつたものである。その現はれとして評定衆・引付衆による合議機關を新設し、獨斷專制の弊に陥るを避けた。

## 貞永式目

また貞永元年一八九二年訴訟に關する式目五十一箇條を制定し、理非曲直の

規準を示した。これを御成敗式目とも貞永式目ともいふ。この式目は、律令の如く法規の形式的整備を求めず、法治の實際的効果を收むるを主眼とした。律令が唐の制度を參考として定められたものなるに反し、これは頼朝以來の幕府政治の慣例と武士の實際生活の經驗とに基づいて編せられ、行政及び民事・刑事の訴訟・裁判の大綱を備へ、しかもその根本に深く武士の道義を藏したものである。しかしてその施行せられる範圍は、幕府の勢力圏内のみ限られ、公領及び寺社本所領に關係ある訴訟は、これを受理せざる態度を明らかにした。こののち必要に應じて新令を追加して三百數十箇條に及んだが、すべて德義を中心とする簡素實際を旨としたもので、永く武家政治の基準となり、室町幕府はこれを繼承したのみならず、戦國の諸雄もまたその施政方針をこれに求めたのであつた。

## 武士の興起

三人人と武士道 前代に於いて郡縣制度による中央集權的政治の實が失はれるに伴ひ、莊園を基礎とする地方的勢力が簇出したが、かかる事態の醸成するところに武士發生の原因がある。武士は最初地方の一般住民と

## 家人組織

異ならず、多くは農民であり、時代の降るとともに各地に集團を形成し、勢力を有するに至つた。武門の棟梁となつた源氏平氏は國衙の官として地方にあつて、これらの地方的諸勢力を統合した。源頼朝はかかる諸勢力を統一し、幕府を開設して武家政治を行ひ、封建的秩序を成立せしめたのである。幕府に仕へる武士を當時、關東御家人、又は鎌倉御家人と稱した。家人とは家禮即ち主従の禮をなす輩をいひ、主従の間は恩義によつて結ばれてゐた。殊に源氏の家人は頼義、義家が前九年、後三年の役に於いて東國に武威を轟かし、將士を愛したることによつて鞏固に結ばれてゐた。家人は幕府から給與または安堵せられた所領によつて生活を保證せられた。家人の所領は後世の如く土地そのものではなく、地頭、莊司、名主等の職の給與または安堵を以てせられた。従つて、さきにも觸れたやうに、家人の中には莊園領主と幕府との雙方に二元的に主従關係を有するものがあつた。家人は所領の代償として家人役を負擔した。この家人役としては、京都の守護に當る大番役を始め、鎌倉の宿衛、將軍の隨行、臨時の兵役及び諸種の課役があつ

た。このほか彼等は幕府の制度に従順なるべきは勿論、常に武士道を守つて主人の恩誼のために一死を辭せざる覺悟をもち、所領の相續、讓與、賣買等も幕府より承認を受くることを必要とし、官位の任敘の如きも必ず幕府の推薦によらなければならなかつた。若しこの精神に反するものは、何人と雖も假借することなくこれを罰した。義經及び行家の兩人が頼朝の推薦を経ず、直ちに朝廷より任敘せられたことによつて、統制を紊るものとして頼朝の擯斥を受けたことは、その代表的なるものである。

かくの如く、頼朝は祖先傳來の傳統に生き、剛健勇武なる關東を地盤として、家人の統制に意を用ひ、鞏固なる主従關係を醸成せんことを政策の根幹とした。しかしてかかる主従關係に立つ家人を、或は守護、地頭に補し、或は彼等に莊司職、或は名主職を給與または安堵することによつて、一種の封建制度を確立したのである。

## 武士道の成立

武士がその處世の規範とした武士道も、深く探れば上古の國民精神にその淵源がある。恩義によつて結ばれる主従の情義も、出自を尊び家門の譽



を重んずる精神も、すべて上古に於ける皇室と國民、氏上と氏人間の情義、敬神崇祖を根幹とする氏族一體の精神の再生にほかならず、尙武質朴の氣風もまた上古の國民生活にその源を發するものであつた。大君の醜の御楯と出で立つ決意も、大君の邊にこそ死なんとする覺悟も、千萬の寇をひしく勇猛心も、古來よりの傳統に基づくものである。平安時代には貴族的文弱の風潮が國民の間に現はれたが、額には矢を立つとも背には立てじとする東國人の士風の如き剛健なる氣風もその底流に存在したのである。思ふに、東國の武士は征夷によつて練武の機會を持ち、昔かはらぬ素朴醇風を保持したのである。即ち鎌倉武士の武士道は、日本本來の尙武剛健の徳目の復活であつた。この道義心の復活によつて、末世と思はれた世局は復び光明を見出し、争亂に沈淪せる世に新たな秩序が建設せられるに至つたのである。

## 主従の觀念

頼朝は幕府を鎌倉に開くや、率先して身を修め、範を垂れて士風の振作に努め、敬神崇佛・忠孝尙武・信義廉直・節儉等の實踐を以て武士道の眼目とした。

特に忠義を以て主従關係の第一義となし、返り忠に對しては嚴罰を以て臨んだ。桐生六郎がその主藤原俊綱を斬り、この賞に依つて頼朝の家人に列せられんことを請うた時、頼朝は、譜代の主人を誅す、造意の企尤も不當なり。一日と雖も賞翫するに足らず」とてこれを誅罰し、河田次郎がその主藤原泰衡の首を梟して降つた時、汝の所業は功あるに似たれども、譜代の恩誼を忘れて主を害すること最も惡むべし」とてこれを斬罪に處した。主従關係は御恩と奉公とによつて結ばれたるものであるから、これに反した行爲は主従關係を破るものとして特に堅く禁じたものである。

## 君臣の大義

さらに頼朝は、進んで君臣の大義に基づく行爲が武士道の神髓なることを信じ、朝命は謹んで奉戴し、いやしくもこれに背き奉ることなからんとした。かつて造伊勢大神宮役夫工米に關して朝命に従はざる家人地頭のあつた時、頼朝は請文を奉り、

背君御定候はむ者をば、家人にて候とても、いかでか不被行其罪候哉。

頼朝身上にて候とても不當候はむ時は、御勘當も可蒙事にてこそ候へ。

と奏上した。かくの如く、朝廷に對し奉る頼朝の態度は、極めて敬虔なるものであつたが、その精神は子實朝にも傳はり、

ひんがしの國に我をれば朝日さすはこやの山のかげとなりなき

山はさけ海はあせなん世なりとも君にふた心我あらめやも

といふ和歌となつて現はれた。

これが鎌倉武士の眞の武士道であつたが、源家三代にして亡び、執權北條氏の代となるや、次第にこの精神は薄れ、單に主従關係の忠のみが強調せられ、「いざ鎌倉」といふ語に見られるが如き第二義的の意味に變つて來た。

しかし武士道の精神は、永く鎌倉に保存せられ、武士の日常生活は嚴然たる道德によつて律せられ、笠懸・流鏑馬・犬追物などの尙武に満てる遊戯が喜ばれ、甲冑・刀劍の鑑賞等の如き堅實なる趣味が生まれ、治に居て亂を忘れざる素養修行が積まれた。また質實な服飾調度の中にも簡素な美を點じ、或は歌道に風雅な心をかこつ等文雅風流な氣風が養はれた。

かくて武士道は、源家滅亡ののちも、ますます鍊磨せられて武士の道義を

### 武士の教養

鞏固ならしめ、さらに一般庶民の志操にも影響して、その生活を堅實ならしめた。

### 武家政治成立の由來

四武家政治成立の意義 前代に於いて藤原氏は一門を擧げて政治の要位を占め、所謂藤原時代の國風文化を樹立したが、文治の極は文弱に流れ、その餘弊の及ぶところ、世の治亂興廢を殆んど顧みざる状態であつた。かくて皇化陵夷し、紀綱紊亂し、世は滔々として衰運の兆を深め、遂に保元・平治の亂となり、武門の擡頭・發展となり、鎌倉幕府の開設となつたのである。

されば、武家政治成立の意義は、かかる平安末期の亂脈を武力を以て鎮め、武士の主従關係による道德と機構とを以て國內の秩序を再建し、民心を安定せしめたことにある。北畠親房がその著神皇正統記に、頼朝一臂<sup>ひ</sup>を振ひて其亂を平けたり。王室は古に歸るまでなかりしかども、九重の塵も治り、萬民の肩も息まりぬ。」と述べたのは、かかる頼朝の一面の功を認められたからである。しかし武家政治は我が國體の本義に鑑み、あくまでも宥し得ざる政治組織といはなければならぬ。されば朝廷の公卿が學問を修めて國

### 武家政治成立の意義

體の本義に目醒めるに従ひ、政權を朝廷に恢復し、本來の姿に立ち還らしめんと志し、眞摯なる翼賛態勢を整へ、これを實行せんとするに至つた。これが、承久の變、建武中興となり、近世に於ける勳皇論の發達、明治維新の鴻業となつて現はれたものである。

## 守護地頭の設置

文治元年十一月十二日辛卯、略今日、河越重頼所領等被收公、是依爲義經縁者也。其内、伊勢國香取五ヶ郷、大井兵三次郎實春賜之。其外所者、重頼老母預之。又下河邊四郎政義、同被召放所領等、爲重頼掣之故也。凡今度次第、爲關東重事之間、沙汰之篇、始終之趣、太思食煩之虞、因幡前司廣元申云、世已澆季、梟惡者尤得秋也。天下有反逆輩之條、更不可斷絶、而於東海道之内者、依爲御居所、雖令靜謐、紆濫定起於他方歟。爲相鎮之、每度被發遣東土者、人々煩也。國費也。以此次、諸國交御沙汰、每國衙庄園、被補守護地頭者、強不可有所怖。早可令申請給云々。二品殊甘心、以此儀治定、本末相應、忠言之所、令然也。(吾妻鏡第五)

## 貞永式目の精神

雜務御成敗之間、おなしていなることをも、つよきは申とをし、よはきはうつもるゝ

やうに候を、隨分にせいかうせられ候へとも、おのつかから人にしたかひて、輕重などのいてき候はんすらんために、かねてしきてうをつくられて候。其狀一通まいらせ候。かやうの事にはむねと法令の文につきて沙汰あるへきにて候に、いなかにはそのみちをうかうひしりたる物、千人萬人か中にひとりたにもありかたく候。まさしくおかしつれば、たちまちにつみにしつんへきぬすみようちていの事をたにもたくみくわたてゝ、身をそこなうともからおほくのみこそ候へ。ましてしさいをしらぬ物のさたしおきて候はん事を、時にのそみてほうりやうにひきいれてかんかへ候は、しゝあなほりたるやまに入、しらすしてをちいらむかごとく候はん歟。このゆへにや候覽。大將殿之御時、ほうりやうをもとめて御成敗なと候はす。代々の將軍の御時も、又そのきなく候へは、今もかの御例をまなはれ候也。せんするところ、從者は主に忠をいたし、子はおやにけふあり、妻は夫にしたかはんは、人のこゝろのまかれるをはすて、なをきをは賞して、士民あんとのはかり事にてや候とて、かやうにさた候事を、京邊にはさためて物もしらぬゑひすとものかきあつめたる事よなど、わらはるゝかたも候はんすらんと、はゝかりおほえ候へは、かたはらいたきしたいにて候へとも、かねてさためられ候はすは、人にしたかふこと、のいてきぬへく候ゆへに、かくさた候也。關東の御家人、守護所、地頭には、あまねくひ

ろうして、このころを忍させられ候へし。かつはかきうつして、(守護所地頭)すこ所へはめい、くにくはられ候へし。其國內の地頭御家人にも、おほせふくめらるへく候。これにもれたる事候は、おうてしるしくはへらるへく候也。あなかしこく。

(百承元)八月廿日

武藏守

するかの守殿

(御成敗式目、泰時の消息)

## 第二節 元寇と國民精神の昂揚

ヨーロッパの情勢

一世界の情勢 さきに奈良時代にゲルマニヤ民族の大移動と、ローマ帝國の滅亡とによつて、暗黒の時代に入つたヨーロッパは、平安時代を通じて佛獨英諸國の興起により次第に秩序を恢復し、平安時代の末期より政治的には封建制度の發達、精神的にはキリスト教の傳播によつて、世態はやうやく安定に向つた。時に小アジアにセルヂュクトルコが興起し、キリスト教の聖地エルサレムを占領したので、ローマ法王の主唱に依り、キリスト教徒たるドイツ皇帝・フランス王・イギリス王を始め、諸國の諸侯・騎士團は、しばしば

西亞に遠征を試みた。これ即ち所謂十字軍の遠征であつて、その間百七十餘年の久しきに及んだ。それはあたかも我が國では、平安時代の末より鎌倉時代の中葉に互る。十字軍の遠征は、アジアに於ける蒙古の興起と相俟つて、東西の交通を大いに促進し、歐人のアジアに到るものが頗る多くなつた。ヴェニスの商人マルコポーロが西亞を経て東亞に抵り、元主忽必烈に謁して西洋の文物を紹介し、また東方見聞録を著はして東方の事情を後世に傳へたのは、この現はれの一つである。

アジアの形勢

アジア大陸では、この頃、半島に高麗、滿洲、北支に金、中南支に南宋、支那の西北隅に西夏等の諸國が存在したが、やがて北方に蒙古の勃興を見るに至つた。即ち土御門天皇の御代、黒龍江の上流地方に遊牧してゐた蒙古民族から鐵木眞が現はれ、内外蒙古を統一して蒙古國を建て、諸酋長をオノン河上に會して大汗(大帝)の位に即き、成吉思汗(強盛なる大帝)と號した。爾後の國主も皆勇猛にして、しきりに四方を攻略し、遂に西夏、金を滅して支那北半の地を併せ、東は高麗を服屬させ、西は中亞の西遼、ホラズムを征服し、さらに西

征してヨーロッパを脅かし、ロシアを征服し、ハンガリー・ポーランド等を蹂躪した。かくて蒙古本國のほか、窩濶台汗國(蒙古西部)、察合台汗國(中亞)、欽察汗國(南露)、伊兒汗國(西亞)の四汗國が建設せられ、蒙古の勢力はアジヤの大半とヨーロッパの一部に及んだ。かくの如き龐大なる版圖が、僅か數十年の間にでき上つたのは、成吉思汗及びその後繼者の雄大なる氣魄と、周到なる計畫に基づく作戰及びこれを輔くる勇將が多かつたことに因るが、また周圍の金、西貢、ホラズム等の諸國諸民族が悉く衰運に向ひ、群小割據の状態に陥つてゐたからである。

かくて蒙古は五代忽必烈(世祖)に至つて全盛期を迎へ、都を北支の大都(北京)に遷し、國號を元と定めた。一方、忽必烈は世界征服の大望を達せんとし、南宋を臨安(浙江)及び厓山(廣東)に滅して全支那を統一し、進んで兵を印度支那半島の交趾、占城、安南、暹、泰、真臘、カンボヂヤ、緬(ビルマ)等に遣はし、或は南洋諸國をして朝貢せしめた。

## 元寇の役

二文永弘安の役 西歐の征服に成功を収めた蒙古は、遂に我が國にも臣禮

## 蒙古の強勢

## 使節の來朝

をとらしめようとし、文永五年一九一八年高麗王を介して國書を送り來たつた。高麗の使節のもたらした國書は、我が國との修好を要望しつつ、なほ兵威によつて我を從屬せしめんとするもので、甚だ不遜を極めたものであつた。これを受けた太宰府では、事態の重大なるを認め、鎌倉へ願末を報じた。幕府は事苟も國家に關する重大事なれば、取斷すべきものに非ずとなし、朝廷にこれを奏上してその御裁決を仰いだ。それと同時に、幕府は蒙古の威嚇に對して斷乎これを斥くべく萬全の籌策を立て、且つ朝命を奉じて蒙古の要求を拒否する意を示した。翌年、新たに蒙古の使節が來朝するに及んで、朝廷は菅原長成をして、その要求を拒む強硬なる返牒案を作らしめ、これを幕府に下して議せしめ給うたが、執權時宗は返牒を與へずして使節を逐ひ歸し、西海の將士に沿岸の防備を嚴にせしめた。文永八年蒙古は最後の使節として趙良弼を送り來たるとともに、高麗に命じて船舶兵糧を備へ、進寇の準備をなさしめた。趙良弼は日本の答書を待つの間、九州の形勢を視察し、歸國のち我が國情民俗を復命して、日本を撃つ不利なることを具申

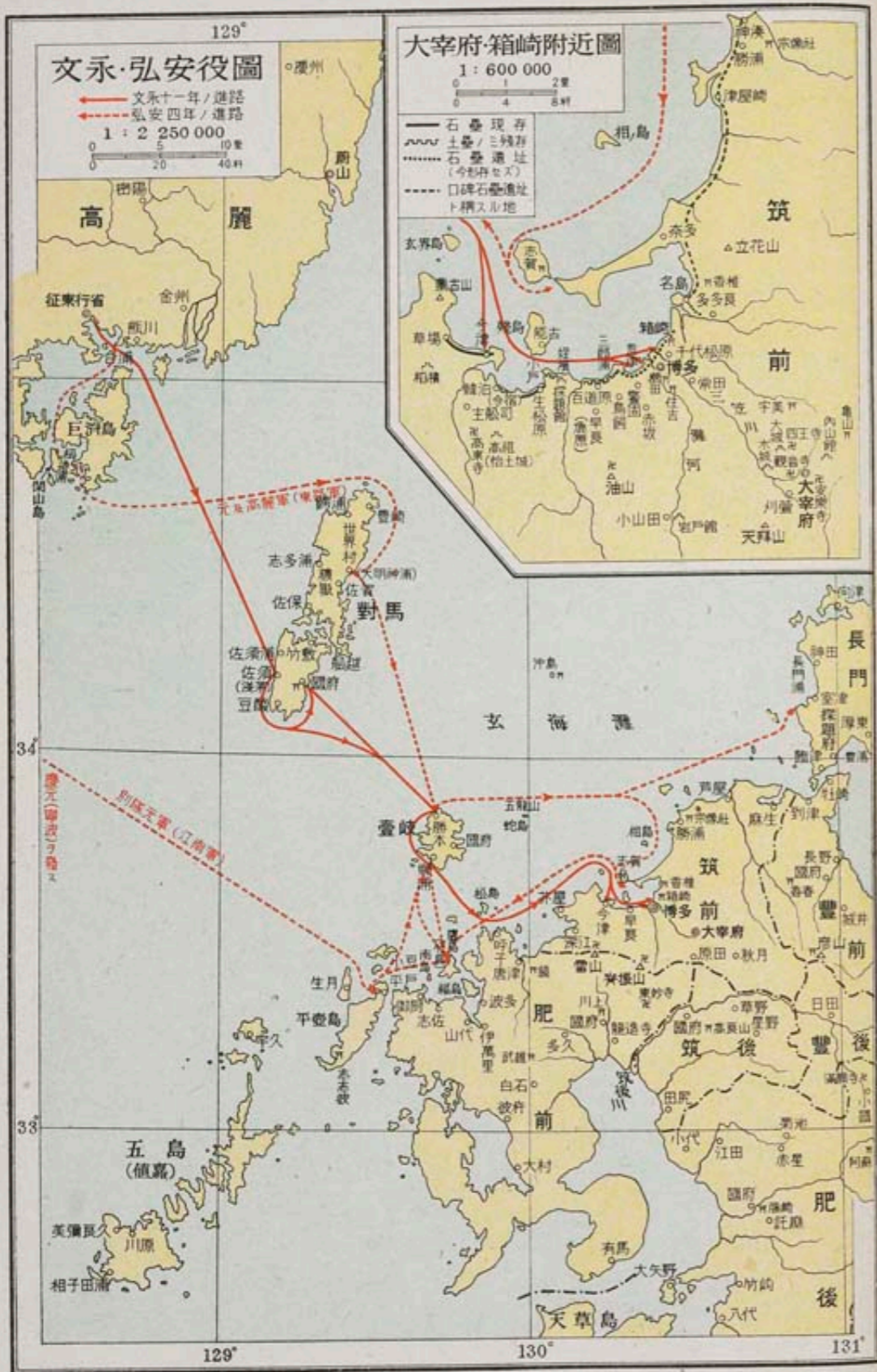
したが、世界を征服して心驕れる忽必烈は斷然進寇の意を決し、高麗に造船の命を下した。

元の來寇

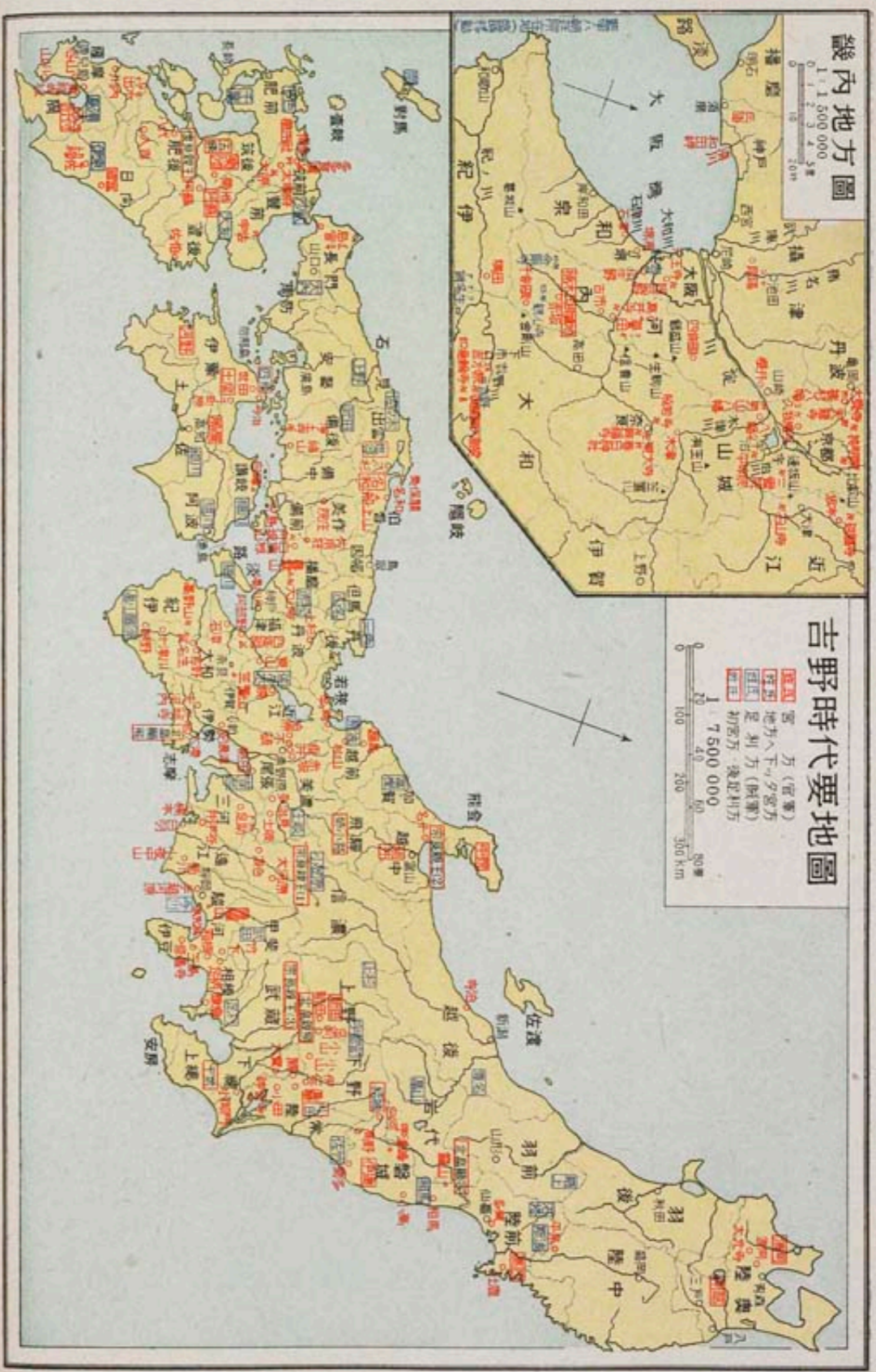
かくて後宇多天皇の文永十一年(一九三四年)十月、元高麗の兵を合して凡そ二萬五千、艦船九百艘は合浦鎮海灣頭の馬山浦を發して對馬・壹岐に來寇し、ついで肥前松浦郡を侵したのち、筑前博多灣に迫つて來た。九州の武士は檣に應じて急ぎ博多に集中し、少貳經資が全軍を督して博多沿岸の守備に當り、島津久經が箱崎を警備した。敵は集團戰法と毒矢・抛丸等の新兵器を以て我が軍を惱ました。我が軍はよくこれを支へて防戦した。しかるに、その夜大風雨が俄かに起つて、敵船は多く覆滅し、溺死するもの一萬三千餘に上り、殘餘の敵は周章して逃れ去つたから、翌朝黎明に及んで海上に敵の隻船をも見る事ができなかつた。これを文永の役といふ。

國土防衛と元の再征計畫

戰後、幕府は敵の再擧を豫想し、西國の將士をして不斷に北九州及び長門の海岸を警備せしめ、さらに北條實政を特派してその總帥に當らしめ、博多灣の海岸その他に石壘を築いて防備を嚴にした。建治元年(一九三五年)元は杜



第七圖



我が出征  
計畫

世忠等を宣諭日本使と稱して派遣し來たつたが、時宗はこれを鎌倉の龍口に斬つて彼の要求を一蹴するとともに、さらに進んで出征の計畫を樹て、山陰・山陽・南海・西海の守護に令して、兵船と水手との準備を命じ、九州の將士をして兵を博多に集めしめた。出征は遂に實現を見るに至らなかつたが、西國の武士は家人なると非家人なるとを問はず、競つて出征を望み、人馬武器の員數を注進して、舉國國難に當らんとする意氣を示した。

情勢の切迫

元は文永の役の失敗に鑑みて、海軍力の増強に腐心し、高麗に命じて戦艦を修造せしめるとともに、宋を滅してその降將范文虎、夏貴等を擧用し、南支に於いても艦船の建造を急がしめた。弘安二年范文虎は忽必烈の命を受けて使節を日本に派遣し來たつたが、時宗の決意は牢乎として動かず、使節を捕へて博多に斬り、東國在住の家人を動員して九州の警備に宛て、守護の命に従つて防戦に努むべきを嚴命した。

再び來寇

元はその使節の斬られたるを知り、再征を決して征日本省を新設し、しきりに戦備に狂奔した。かくて弘安四年<sup>一九四</sup>五月、忻都<sup>キント</sup>・洪茶丘<sup>フウチャウ</sup>を將帥とす

る凡そ兵四萬船九百艘の東路軍は、朝鮮の合浦を發して對馬・壹岐に來襲し、六月博多灣頭の志賀島・能古島に據つた。我が軍は少貳景資指揮の下に、菊池武房等の將士は石壘に據つて敵の上陸を阻止し、相次いで志賀島に押し渡つて敵兵を撃破した。中にも竹崎季長・矢野種保・河野通有等の勇將は、輕舟を馳せて敵船に乗り込み、敵將を捕へ、船を焼き、大いに敵の心膽を寒からしめた。戰況は連日京都鎌倉に報ぜられた。龜山上皇は、畏くも御深憂のあまり、石清水八幡宮・春日神社・日吉神社等に幸し給うて御祈願をこめさせ給うた。一方范文虎の率ゐる兵十萬船三千五百艘よりなる江南軍は、六月中支の慶元(宋代の明州)を發したが、期に遅れて七月に到着し、一たん壹岐に退いた東路軍と肥前鷹島に合して大舉博多灣に迫り、まさに太宰府を衝かんとする態勢を示した。しかるに、同月三十日より閏七月一日にかけて颶風が起り、數千の敵船は殆んどみな漂蕩覆没し、わづかに脱れて鷹島に據つた敗殘兵も盡く我が軍に捕へられた。大捷の情報は忽ち京都に飛び、さらに諸國に報ぜられて、上下歡喜し、御稜威の宏大と神佛の靈驗とに感激した。

これを弘安の役といふ。この戰勝はひとへに御稜威の下、皇軍將士の勇戰苦闘に因ることながら、また三十餘年の久しきに亙る國民の忍苦と不撓不屈の精神とによるものであつた。元は、こののちもしばしば日本侵寇を計畫したが、國力疲弊のため實現し得ず、次第に衰亡するに至つた。

國家意識の  
昂揚

三神國思想の昂揚 元寇の一大國難とその勝利とは、國民をして強く神國思想と國家意識とを喚起せしめた。もとより、それらは蒙古の襲來によつて始めて生じたものでなく、遠く太古に淵源し、記紀の所傳を始め、國史の展開に遺憾なく示されてゐるものであるが、文化の興隆に従つて、その思想的内容を豊にし、さらに神道論の發達によつて、理論的・哲學的に意義づけられてきた。しかしてこの國家的自覺が國難によつて一層昂揚せられ、廣く國民一般に浸潤するに至つたのである。

神國思想の  
展開

神國の語は平安時代よりしばしば用ひられ、今や菅原長成の草せる蒙古への返牒案の中に、

凡て天照皇大神天統を耀かしたまひしより、日本今皇帝日嗣を受けたま



ふにいたるまで、聖明のおよぶところ、左廟右稷の靈得一無二の盟に屬せざるはなし。百王の鎮護孔はなはだ昭かに、四夷の脩靖紊ることなし。故に皇土を以て永く神國と號す。智を以て競ふべきにあらず、力を以て争ふべきにあらず、以て一二し難し。乞ふ、思量せよ。

と明瞭に述べられた。しかして國難を控へて著しく興つたものは、神が國家を護り給ふといふ確信と、我が國體の優越性についての自覺の昂揚とであつた。西賀茂正傳寺の東巖慧安宏覺禪師が石清水八幡宮に祈つた願文に

切に冀ふ明神、貴賤五體の中に入りて、運を増し、勢を益し、蒙古の怨敵を斫伏せしむべし。重ねて乞ふらくは、神道雲となり、風と成り、雷と成り、雨となつて國敵を摧破し、天下泰平諸人快樂ならんことを。

と述べ、卷末の紙背に、

すへのよの末の末までわが國はよろづのくににすぐれたる國

と詠んだのは、實に神明の加護を信じ、國體の尊嚴を自覺した最も目覺まし

い表現である。また春日若宮の神官中臣祐春が、

西の海よせくるなみもころせよ神のまもれるやまと島根ぞ

と詠み、増鏡が神風の敵船覆滅を記して、猶わが國に神のおはします事あらたに侍りけるにこそ、と記したのは、いづれも神が我が國を守り給ふといふ信念からであつた。西大寺叡尊が、石清水八幡宮に國難を祈禳した時、日本は神の末葉なれば、蒙古とは貴賤著しく相別れるものであると述べたのは、即ち神國思想より出づる我が國の優越性を意識したものである。かかる神國思想、國家意識によつて、國民は踊躍國難に赴き、愛國の熱情を捧げたのである。

### 戦勝の因由

かく未曾有の國難をよく撃攘し得たのは、神の後裔にまします皇室を中心と仰ぎ奉り、公武上下を問はず、舉國一致して總力を國難排除に結集したからであつた。畏くも朝廷におかせられては、しばしば異國降伏を諸社寺に祈らせ給ひ、龜山上皇は宮崎八幡宮の再建に當つて、敵國降伏の宸翰を神殿の礎石に籠めさせられた。またさきにも述べた如く、弘安の役には宸筆

の御願文を大神宮に奉られ、日本の害はるべくば御いのちをめすべしと御祈請あらせられた。

世のために身をば惜まぬ心とも荒ぶる神は照し覽るらん  
明らけき神の國なるをす國と頼む心はくもらぬものを  
の御製は洵に畏き極みである。

されば、執權時宗もまた一身を抛つてこの難局に處し、自ら諸經を血書して敵國降伏と國土安泰とを祈つた。かくて鎌倉武士はもとより、國民悉く奮起し、庶民は兵糧武器の運搬に務めて勇士を後援し、全國の社寺は敵國降伏の祈禱を捧げた。平素ややもすれば對立する觀のあつた諸勢力も、神國思想、國家意識の下に結集し、皇室を中心として舉國一致の實を擧げ、以て敵國をして一指をも我が國に染めさせなかつたのである。

こののち、神國思想によつて深められた國體觀念は、さらに勤皇精神を育くみ、幕府の存在が我が國本來の姿にあらざることとを國民に自覺せしめ、やがて建武中興の成立を導くに至つた。また元寇の擧揚による國民精神の

擧揚は、國民の海外發展を促進し、戦後、西海の土民は盛んに私貿易に従事して大陸への進出を試みるに至るのである。

### 武士の出征應召

建治二年三月廿五日御書下、昨日岡三月二日到來、畏拜見仕候了。

抑被仰下候爲異國征伐、入數交名并乘馬物具員數事、子息三郎光重、平久保二郎公保、以夜繼日、企參上候へは可申上候。以此旨、且可有御披露候。恐惶謹言。

岡三月三日

北山室地頭尼眞阿裏花押

(石清水文書)

### 龜山上皇の叡慮

弘安も四年になりぬ。夏のころ蒙古おこるとかやいひて、世中騒きたらぬ。色々さま／＼におそろしう聞ゆれハ、本(後深草)いん(龜山)まん(東國)院は、あつまへ御下あるへし、うちとう宮ハ、京にわたらせ給て、あつまのふし(元志)とも、のほりてさふらふへしなとさたあり。山々寺々御いのりかすしらす。伊勢のちよくしよつねたうの大納言參る。しん院ハ(八幡)やはたへ御幸なりて、さい大(西)しの長老をめされて、しんとくの大はんにやくやうせらる。大神宮へ御願に、わか御代よしも、かゝるみたれいてきて、まことに此日本

の害はるへくハ、御いのちをめすへきよし、御てつからかゝせ給へるを、大宮院いと有ましき御となりといさめきこえさせ給ふそとはりとあはれなる。(増鏡第十二)

## 第三節 日宋交通と海外貿易の進展

日宋通交  
貿易

一日宋交通 さきに平安時代の末に平清盛が對宋貿易を奨励したのちを受けて、わが國と南宋との私的交通は鎌倉時代に入つてますます盛んとなり、彼地に渡り物産を賣るわが貿易船は、年とともにその數を増して行つた。わが貿易港は博多であり、宋に於けるそれは主として明州(寧波)であつた。宋はこの明州に市舶司を置き、邦船が入港すればその貿易品を調査して輸入税を徴し、政府の專賣品、その他利益多き品物の一部を買上げ、殘餘を一般商人に販賣することを許した。わが國への輸入品は香藥、書籍、織物、筆、墨、茶碗等が多く、宋錢も密かに輸入せられた。當時わが國ではやうやく貨幣經濟が發達して來たが、鑄貨のことが行はれなかつたので、民間では宋錢を輸入して流通せしめたのである。宋では錢の國外流出を禁じてをり、わが朝

廷に於いてもその流通を禁止せられたが、効がなかつた。わが國から宋に輸出したものは、金、硫黃、工藝品、木材、米等があつた。日宋貿易は私の貿易ではあるが、國民生活に關係するところが大であり、殊に米の輸出の如きは、大いに戒心を要することであつたから、幕府は建長六年(一九一四年)に令を發して渡宋船の數を五艘とし、爾餘の船の破却を命じた。しかし、この禁令もわが貿易業者の旺盛なる進取的精神を沮むことはできなかつた。文永の役の最中にあつても、わが商船は引きつづき宋に渡り、弘安二年(一九三九年)宋が元のために滅されるに至るまで、その貿易は續けられたのである。

## 僧侶の來往

日宋貿易の隆昌に伴ひ、商人にあらざるものも商舶に便乘して彼の地に往來するものが多くなつた。將軍實朝が自ら宋に渡らうとして宋人陳和卿に渡宋用の大船を造らしめたのも、この風潮に乗じてのことであつた。商賈以外の渡宋者にして特にその數の多かつたのは僧侶である。文獻に散見するものだけでも百人に近く、中には一人にして數回渡宋したものがあつた。彼等のうちには、入宋中日本から木材を渡して育王山の舍利殿を

造營した重源、臨濟宗を傳へた榮西、曹洞宗を將來した道元などがある。宋の僧侶もまた商船に乗つて來朝し、歸化するものが多かつた。中には道隆は、寛元四年一九〇六年來朝し、のち建長寺の開山となつて上下の尊信を受け、祖元は道隆示寂ののち、時宗の招請に應じて渡來し、禪道を道じて元寇に直面せる鎌倉武士の精神的陶冶に力を盡くし、圓覺寺の開山となつた。

日宋の交通が彼我文化の交流に貢獻したことは、極めて大なるものがある。その顯著なものは、渡宋僧侶によつて禪宗がもたらされ、わが宗教界に新生面が開かれたことである。禪宗は獨りわが國佛教の發達に大いなる意義を有したばかりでなく、その思想は武士の精神生活の中にも採り入れられた。新教義のほかに、渡宋僧によつて將來せられたものに、大藏經その他の佛教關係の書籍、儒書、書畫、茶があり、また天竺様、唐様等の建築の新様式がある。その他製織、製陶の技術者の渡宋するものがあつて、宋の新技術が盛んに受容せられた。かくて宋との交通によつて、わが文化の内容は著しく豊富となつたのであつた。

## 日元通交

二日元貿易 前述の如く、日支の交通はますます盛大に赴いたが、元の興起による宋の滅亡、元の來寇等によつて、一時頓挫した。しかし、我が國民の海外進出の精神は、元寇によつて一層刺戟せられ、弘安の役後、忽ちにして舊態に復し、日元の間を往復する商船の數は昔日に倍する盛況を呈するに至つた。元は弘安の役後、平和な國交によつて日本を服屬せしめやうと計つてゐたから、商船の如きもこれを厚遇し、その交易を許したのである。文獻に散見する入元の僧も、鎌倉時代末までに凡そ六十人ばかりあつた。幕府も商船の渡航を敢へて禁止しようとしなかつたばかりでなく、社寺等の造營事業に莫大な費用を要する場合には、進んで貿易船の發遣を允許してその貿易を保護し、歸航の晩はその利益の一部を造營料として上納せしめるといふ便法を行つた。正中二年一九〇五年、建長寺造營料を得るために派遣した建長寺船や、元弘二年一九〇九年、攝津住吉神社造營料を得るために派遣せられた住吉神社船の如きがそれである。この種の貿易船は、次の時代に行はれる天龍寺船や官營勘合貿易船の先驅となつた。一方幕府の保護を受ける

こののできぬ商人の中には、自衛上武器を携帯し、商道通じ難き場合に武力を行使してその目的を達するものが現はれ始めた。これ即ち支那が倭寇と稱して恐れられた武裝商船隊であつて、次代に於いて盛んに活躍するに至るのである。

當代の貿易港は日宋通交の場合と同じく、我にあつては博多、彼にあつては慶元であつた。貿易の方法や貿易品目の如きもまた前代と大差がなかつた。貿易に伴なつて彼我僧侶の往來、文化の交流が行はれたこともまた同様である。殊に渡日僧には徳風高く、儒佛二道に通じ、詩文をよくするものが多く、當時のわが國民の精神生活に大いなる影響を及ぼした。また一寧一山の如く、元の使命を帯びて來朝し、遂に建長寺に住して我が國に歸化し、後宇多上皇に召されて南禪寺に移住した出色の僧もあつた。

#### 建長寺船

建長寺造營料唐船警固事、自今月廿一日迄、來月五日可被警固候、仍執達如件。

正中二七月十八日

惠 雲花押

中村孫四郎殿

(廣瀨文書)

#### 第四節 新文化の様相

神祇思想の  
振興

一 神道思想の展開 前代に於いて著しく低調化した神祇崇敬の精神は、鎌倉時代に入つて頗る振作せられた。後鳥羽天皇は、建久二年一八五一年三月宣旨を以て、國の大事は祭祀に過ぐるはなし」と仰せられ、諸社の祭祀を勤仕すべき旨仰せ出され、順徳天皇は、祭祕御抄の卷頭に賢所と題して、凡そ禁中の作法、神事を先にし、他事を後にす。且暮敬神の叡慮懈怠無し。白地に神宮並びに内侍所を以て御跡となさず」と記し給うた。後堀河天皇、龜山天皇もまた、新制を定め給ふ毎にまづ第一に祭祀を興すべきことを掲げさせられた。幕府に於いても、代々の將軍、執權皆敬神の念に厚く、頼朝は特に皇大神宮を崇敬して神物を奉納し、御厨の安堵並びに寄進をなし奉り、また鶴岡八幡宮を改築してしばしば社參を行つた。泰時は貞永式目を編するに當り、その第一條に、神社を修理し、祭祀を専らにすべきことを命じてゐる。